

1. 件名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談（1）

2. 日時

令和2年10月8日（木）15時30分～18時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、池永技術参与、上原技術参与

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

鈴木管理官補佐、池谷原子力検査官

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

牧野執行役員、他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1：保安規定の変更について

資料2：品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について

資料3：加工施設における保安規定の審査基準と保安規定の変更内容の対応について

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。
0:00:02	原子力規制庁タナベでございますが、ただいまより、株式会社グローバルニュークリア・フュエル・ジャパンとの面談を開始いたします。
0:00:10	今回の面談は令和2年9月25日付で申請がなされました保安規定変更認可申請について、10月13日の会合に先立ち、事実確認を行うものになります。
0:00:23	資料についてはですね、事前にいただいておりまして、すべて説明する必要はございませんが、事業者からですね、何か追加で補足する内容等ございますでしょうか。
0:00:39	GNF-J カメザキです。追加の説明資料特にありませんです。
0:00:45	はい規制庁田辺でございます。そうしましたら、原子力規制庁からの事実確認に移りたいと思います。まずですね、はじめにですね、核燃料監視部門から何かコメント等ございますでしょうか。
0:01:01	核燃料施設監視部門の鈴木です。
0:01:05	特にありません。
0:01:06	はい、核燃料監視部門からのコメントはあれだけに今のところないということで、審査部門からの質疑に移りたいと思います。
0:01:16	それではですねまず資料を順番に行く前に2-2, 資料の品質マネジメントシステムに係る許可とも整合性について、こちらの確認を進めていきたいと思えます。
0:01:33	まずはそうですね変位つまりだシステムの加工事業変更許可申請書の適合性について解釈に基づき、確認を進めていきたいとございます。
0:01:46	まず最初にですね、資料2-2で言いますと、ページで言うと3ページ目の一番下、下部ですね。
0:01:56	解釈を4-7
0:02:04	についてございましてこちらですが、保安活動で示すべき支承について、これについては安全実績指標を含むように記載されてありますが、これは保安規定では読むことはできません。
0:02:19	これはどこまで記載がされているのでしょうか。GNF-J 説明をお願いいたします。
0:02:36	GNF-J 藤巻ですけれども、
0:02:39	ですねこの終わりが用語の定義が不十分ということだと思いますけれども、この

0:02:48	変更認可申請の一番右側の欄にございます。4.1の(2)の方から欲しいですね、こちらで以下保安活動の資料といたすけれども、必要な保安活動の状況を示す資料として当該指標を使うつもりでございます。
0:03:07	安全実績指標です。
0:03:13	すみません、ちょっともう一度ナンバーをお願いできますでしょうか。何ページの何番。
0:03:31	、その後、3ページのちょうどこの右のございますけれども、括弧Cですね。ここで記載が不十分ということですけども、この保安活動指標の中の一つの指標として安全実績指標を用いるという考えでございます。
0:03:43	規制庁タナベです。承知いたしました。このCの保安活動指標の中に安全実績指標が含まれているっていうところで、実践事実確認としてはそこはちゃんと解釈通りであるということで承知いたしました。
0:04:02	フジマです。承知いたしました。
0:04:06	規制庁タナベです。続きまして、解釈の12に行きたいと思います。
0:04:16	資料でいうと、資料2-2のですね、6ページの一番下でございますね。そういうことを目標につけてございます。
0:04:24	こちらですね、解釈の中だと品質目標を達成するための計画として、次の事項、つまり実施のですね、ぜひ必要な支援責任者完了時期評価方法等々をですね、こちらで記載されてございますが、
0:04:42	こちら対応するんですね、6ページ数ので保安規定の5-4の計画品質目標のところではですね、次の事項と言われているものが読むことはできませんが、こちらがどこまで説明がされているものがあるでしょうか。
0:05:00	御説明をお願いいたします。
0:05:06	GNF-J 藤巻ですけれども、この5ポツ4ポツ1の別にもここで定めるとして品質目標管理規定の中にはですね、ここに定めるような事項が定まっております、今回規定で定めるということで記載してございます。
0:05:26	規制庁タナベです。下位規程に定めているということで人そっちは今回ここでは読めなかったんですけどそういうふうに整理がなされているということで安定策について承知いたしました。
0:05:41	GNF-J 藤巻です。承知いたしました。
0:05:47	はい。続けて進めさせていただきたいと思ひまして、続きまして、解釈の21番でございます。資料でいうと、9ページ目、一番下部でございますね。
0:06:00	第21条資源の確保に追記でございますが、こちらですね資源の確保、解釈の中で内部で保持すべき資源と組織の外部から存在すべき資源というのがございまして、時近くにはまずGNF-Jさんとしてはどういうものを考えられておりますか。

0:06:48	GNF-J 藤巻でございますけれども、外部から調達支援という中には 18 項含まれますけれども工事とかですやメンテナンスといったことが考えております。
0:07:03	IAEA規定タナベ率が工事メンテナンスについてということで今ご回答いただきましたが、ではそれが保安規定上読むことができるかというところの 2 番目の確認事項でございますが、これについてはいかがでしょうか。
0:07:57	GNF-J 藤巻でございますけれども、よろしいでしょうか。記載としてはですね 14 ページのですね。
0:08:05	一番右はじになりますけれども保安規定の中の品質マネジメント計画の記載で上のほうですけれども、7.5. 6 というところで保安管理組織外への業務依頼ということでここで
0:08:21	本当かにかかわらず、業務を依頼する時の対応というのを期待してございます。
0:08:50	規制庁タナベです少々お待ちください。
0:09:40	規制庁タナベでございます。今 14 ページ、7-5-6 っていうところですね示していただきましたが、こちらで確認してみますと、ここの中の 5-6 で書かれているのは、外部の
0:09:57	依頼をするときにどういう手続きがどういうふうに行うっていうようなことが書かれているようでございまして、
0:10:04	つまり今最初に申し上げたとおりでございますが、内部と外部でそれぞれどういったものを到達するのかっていうところについては、やはりここだと読むことができないように思いますので、ちょっとまず事実確認としましてはこのまでにはですね。
0:10:21	今の解釈の 21 の資源管理のところについて、どういった資源を内部で保持するのか、内部で保持するのはがちょっと読み読みづらいついていうかですね読めないっていうふうに思うんですが、こちらはいかがでしょう。
0:10:38	時に藤巻です。ストレートにその通りに書いてない勤務者の授業いいと思います。
0:10:44	解釈の中で、期限を明確に定めるということは、これを含んでいるということをお我々としては、資料定めという書き方を規定化しているということで、
0:11:06	はい。規制庁タナベでございます。事実確認のこの今回は申請会合に先立った事実確認でございますので、こちらの意図とした具体的に明確にですねどういったものが、
0:11:21	そういう外部、内部それぞれに定められているのかっていうところについてはちょっと読めないっていうのはちょっといふに理解させていただきまして、今回のこの件についてはちょっと審査会合の場でもですねちょっと追加で事実

	確認といえますか確認事項については確認をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
0:11:45	はい、GNF-J 藤巻です。承知いたしました。
0:11:56	はい。
0:11:58	はい。規制庁の田辺でございます。そうしましたら、続きましてですね次の改革の確認事項に移りたいと思っております。
0:12:11	続きましてですね、解釈の 34 番でございます。
0:12:16	調達設備の一般産業工業品について、13 ページの一番下部ですかね。
0:12:28	はい。
0:12:30	から 14 ページの頭にございますが、こちらですね一般産業工業品は使用する際の技術的な評価についてでございますが、これは技術的な評価を行うというふうなことを記載しておりますが、これはですね。
0:12:47	どのような下部規定に基づいて、どういった点をですね確認されるのかについてを御説明いたします。
0:13:10	はい、事務藤巻でございます。この 34 条に対応するためにいたしましたので、13 ページのだめにはじのほうでございますけれども、調達、7 ページ、4、二つですね、引き上げの記載でございますが、
0:13:26	7.4. 1 の(9)の購買規定に定めるとしてございまして、この購買規定に定めるんでございます。
0:13:34	具体的にどういった方法で技術的な評価を行うということにつきまして 14 ページの
0:13:41	右へ頭のほうに書いてございますけれども、服飾、その解釈に従いまして、えさ採用しようとする一般産業用工業の技術情報を供給者から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うといったことですか、
0:13:58	一般産業用、工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用モデル事業の実績の評価を行わせるといったことを規定に定めるということにしております。
0:14:17	はい。規制庁田辺でございます。今回一般産業工業品の記載については一番頭にある公売機系のところで定めがあってそこに準備できて確認すべき事項というのがそこでは記載されているということで理解いたしました。
0:14:37	GNF-J 藤巻です。了解いたしました。
0:14:53	規制庁タナベず少々お待ちいただけますでしょうか。
0:16:58	規制庁タナベです。続けさせていただきます。
0:17:04	規制庁の上原です。
0:17:09	引き続きですね解釈 46 条の内部監査についてですね。

0:17:15	内部監査結果を経営責任者に直接報告するという解釈の規定がごさい追加されましたけれども、
0:17:24	保安規定では今の保安管理責任者へ報告すると。
0:17:29	なっております、経験的にたイコール保安管理責任者というふうにな理解でよろしいのかですね、申請書の中で別個に定められているのでしょうか。
0:17:43	はい。
0:17:57	GNF-J 藤巻でございます。当社に持って経営責任者って今課長でございます、事実関係としてはそれを明確に今の申請では記載してないとなります。
0:18:13	それに内部監査結果っていうのは入っておりますけれども、
0:18:27	規制庁ウエハラです。時的なように読めないということですね、結果的には実質業務的な報告されるんでしょうけども。
0:18:38	時下限わかりました。
0:18:45	一方、
0:18:49	藤巻でございます承知いたしました。
0:18:55	はいそうでしたらですね、規制庁の田辺でございます。続きましてですね、解釈の 48 番の検査についてでございますね。ページで言うと 18 ページの下部から 19 ページの頭辺りにございますが、
0:19:12	こちらですね解釈に記載されてるのは社外社内社外含めてでございますが、必要な力量っていうのがある必要があると、検査する者には必要があるということでございますが、こちらについて起立ね。
0:19:28	どういったふうにできるように担保っていうのを GNF-J さんに当たられているのでしょうか。まずそこについて記載はされてるのか御説明をお願いいたします。
0:19:55	15 ページ。
0:20:01	はい。
0:20:19	GNF-J でございます。失礼しましたちょっと確認しているかどうかでございます。はい。
0:20:48	藤巻でございます。今の
0:20:53	これについてはですね、8 ポツ 5 の(6)の 19 ページに入ってからですけども、必要ないいてるものに使用前事業者検査等実施させるというふうに考えてございます。
0:21:40	規制庁田辺でございます。この(6)のところ、そういう力量があるものにさせると検査を実施させるということについては承知いたしました。今回このじゃ細かく、どういようなですね、例えば検査する者の教育、

0:22:00	やっぱりをさせるっていうことについては、これは他の条項のところ、そういうことが保安規定もしくは二次文書とかで、そういうのが整理されているっていうふうな理解でよろしいですか。
0:22:15	GNF-J フジサキでございます。そう理解の通りです。例えばですけれども使用前事業者検査に関する事項として 58 条の 4 というのを、今回追加してございますけれども、そこでもですね、第 8 項で担当部長が要員の教育訓練を行うとか、
0:22:32	そういったことを定めていまして、この教育訓練全般については
0:22:37	教育実施規程という二次文書で定めていくという形になります。
0:22:48	はい規制庁田邊でございます。事実確認として他の条項の中で、そういったことが記載されていて、そういった情報内容っていうのについては誰がやったりとか、どういった方向でっていうのですねそういうことが定められているということで想定いたしました。
0:23:10	GNF-J 藤巻でございます。
0:23:12	了解いたしました。
0:23:31	規制庁タナベでございます。今ちょっと話す内容はちょっと審査会合とか、今お話できないよっていうわけじゃないのですが、そういうですね、ほかのところで、はいをとっているといいますかほかのところにも込むような内容については、
0:23:49	ちょっとこの中でもそういった飛ぶどこに飛んで書いてあるんであったりとかそういう人関係するところがもし起きると、ちょっと非常にありがたいんですね、大所そういうコメント等、つまり実際の場ではございますが、図 1 度させていただきたいと思います。
0:24:11	GNF-J フジサキでございます承知いたしました。我々としてもご意見紐付き湾の完全なものができるかどうかちょっと別ですけれども、考え必要だと思しますので、考えたいと思います。
0:24:26	はいすいませんよろしく願いいたします。
0:24:29	資料 2-2 の資料 2-2 についてですね規制庁タナベから 400 コメントは以上であります、規制庁側はほかコメント等ございますでしょうか。
0:24:42	原子力規制庁ナガイ1点、確認したいんですけど、資料ですと、
0:25:21	少々お待ちください。
0:26:17	はい、原子力規制庁ナガイです。本日の資料というよりは、申請書の新旧対比表対応になるんですけど、
0:26:40	すいません、ちょっと、ちょっと後で確認しますので、
0:26:48	規制庁タナベでございますので今の事項についてちょっと内部で確認しますので、ちょっと一度飛ばして進めていきたいと思っております。

0:26:57	続かへんすいませんまずソースますほかの方ですね、資料 2-2 について、他コメント等ございませんでしょうか。
0:27:08	もう
0:27:10	はいそうでしたらですね 2 の 2 年の資料の確認事項についてはとりあえず今いったん終了させていただきたいと思います。事実確認できるところは結構多くあったと思いますが一部ですねやはり対策の内容が読めないところが一部あったということで
0:27:30	こちら時の待つて。
0:27:33	進めさせていただきたいと思います。
0:27:36	続きましてですね、資料 2-3 にございまして、ラドビルからですか。はい、お願いします。
0:27:46	規制庁小澤ですけれども、
0:27:49	先ほどの使用前事業者検査と所の確認で当教育訓練で 56、58 条の 4 のところに今日はここで教育を行うという記載があって、この関係の
0:28:04	今回変更が 23 条のところの関係を御説明いただけますでしょうか。
0:28:21	GNF-J 藤巻でございます。記載が不十分なのかもしれませんけども、担当部長が 23 条に基づき、検査に関わる要員の教育を行うということでございます。
0:28:36	規制庁小澤ですすいません。今の計算上のところ変更ないんで、手元がないんですけれども、そちらの方が読めるように記載になっているということでよろしいですか。
0:29:23	GNF-J 藤巻でございます。ちょっと手元がないということですがけれども 23 条自体は一般的な教育のあり方ですね、そういったことを定めておきまして、
0:29:35	条項として第 3 項になりまして操作員の教育訓練になっているので、検査員のよく検討していたかに読めないというのが実情でございますけども、これに乗じて評価の教育を行うということでございます。
0:29:51	実際に行っております。
0:29:55	規制庁オザワですね、現状の記載の状況としてはわかりました。
0:30:02	改善ができるのであれば限定していただければいいんですけど以上です。
0:30:08	GNF-J 藤巻です。承知いたしました。
0:30:13	はい。規制庁タナベでございます。ありがとうございました。
0:30:17	そうしましたら、すいません、2-3 でございまして、加工施設における保安規定の審査基準と保安規定の変更内容の対応について移りたいと思います。
0:30:33	ただですねまず最初に確認事項としまして進めていきますが、資料のですね、2-3 の資料の 42 ページでございまして、
0:30:48	こちら、7 号の

0:30:50	審査基準の7号でございますね。
0:30:53	管理区域、保全区域こちらについてでございます。
0:30:58	まずはこれは確認事項でございます、GNF-J のですね、本申請で保全区域にですね、設定した場所と設計の考え方について、
0:31:11	これをちょっとまず御説明いただけますでしょうか。
0:31:30	GNF藤巻でございます。この保全区域についての特に管理を要するというキーワードが出てございまして、我々の考え方としましては従来の特に内容の整理施設ですね、これをすべてリストアップしまして、そのうちの管理に依存していないものと、
0:31:49	なおかつ加工施設に前に何か事情でですね問題が起きると影響が大きいものということで委託してございます。
0:32:03	はい規制庁田邊でございます。繰り返しありますが、考え方としては管理区域外にあって重要なものとして、保全区域というものを定められているということだと思いますが、
0:32:18	これですね今後の審査会合の進捗によって追加されるものっていうかございませうか、それとも今対応としては受け入れております。
0:32:31	これ箇所1ヶ所だけだとは思いますが、こちらだけという理解でよろしいのでしょうか。
0:32:39	御説明をお願いいたします。
0:32:46	GNF 藤巻でございます先日の審査会合で我々も市長してございまして、若干ですね、付随する施設間で十分カバーしてるかという観点ではの見直しが必要かと考えております。
0:33:04	タンクという言葉が出たと思えますけれども、
0:33:07	はい規制庁田邊でございます。渡る音声火曜日にやった他社さんの見られているのか発言が今のコメントだと思いますが。そうですねその中でも幹部やったらいいのかケーブル類あったりとかそういった補機についても補助器具についても、
0:33:27	対応としてっていうことがありましたので、今回今事実確認なので、そういう指摘までは行いませんが、現状とところだと少しやっぱ不足している数があるなもしくはそういうのがあるかもしれないっていうことでは事業者の方も側であるということで理解いたしました。
0:33:47	GNF-J 藤巻です。了解いたしました。
0:34:01	少々お待ちください。
0:34:37	規制庁の上原です。
0:34:40	今の

0:34:42	資料 2-3 の 42 ページのところですが、
0:34:47	今言われた非常用発電機を意図されてるのかもわかりませんが、
0:34:53	実はそれ以外にも例えば GNF さんの場合であれば第 1 加工棟第 2 加工棟内の放射線の監視盤類がございますよね。あそこは放射線管理区域ではないと思いますけれども、そういったものは生まれないでしょうか。それとか
0:35:10	空調の排風機Bの部屋ですね、一種管理区域の負圧を担保してるような排風機、これが非管理区域にあるような場合はどうなんでしょうか。その辺がちょっと今議論のもとになってございますので、
0:35:25	確認ですけど。
0:35:29	GNF 藤巻でございます。またの排風機についてはですね配置については管理区域に位置付けてございます。安全監視盤についてですけども、考え方としてはそれそのものが壊れて直ちにあの事故が大きいわけではなくてかんし。
0:35:49	2 位が失われるの代替措置を行うということですので保全区域には入らないというような考え方で整理してございます。
0:36:01	考え方はわかりましたけれども、ちょっとこれ各社さんの温度差が大分あるので、ちょっと議論になるかと思えます。今日のところはわかりました。
0:36:13	GNF 藤巻です了解いたしました。
0:36:21	原子力規制庁ナガイです。今日審査会合前ヒアリングことで、特段何かこの場でご賛成ということはないんですけど、先行他社の先ほども
0:36:38	聞いていくということでしたけれども、文教に対すると、
0:36:43	先週の審査会合で出してるけど、安全機能を有する施設の維持管理区域内の安全機能の一部管理区域がちゃって連成して、
0:36:59	本当は平均が混在すべについてには保全区域として設定してくださいということで、加工各社同じ内容にお伝えをしてますので、設置の配置状況になって、
0:37:15	も考えますし、代替措置を講じるから西側なんていう話だった方の安全機能に移行して
0:37:28	GNF-カメザキです。ちょっと音声がちよっと悪くてですね、きつとなかったので、もう一度お願いしたいんです
0:37:45	原子力規制庁ナガイです。先週の保全区域の考え方についてですけども、先週の審査会合で三菱原子燃料持った犬内容での安全機能を有する施設のうち、管理区域内の安全機能の一部が管理区域外に設置されている。
0:38:01	設備については当該設備が存在する区域は、同じく 1 として設定してくださいということでお伝えをしているところですので、例えば放射線監視盤のようなものが管理区域外に合ってくる安全機能を有する施設であれば、

0:38:19	代替機納入しているから、いいんだというわけでない二重化が必要なあれば、それは 20 度の安全施設になりますし、そういう
0:38:33	許可であるとか設工認も踏まえて、
0:38:38	5 年区域を設定してくださいということで、審査会合で最終的にはお伝えすることになるんですけど、まず今の中で、そういうところは今現状の保安規定の変更認可申請書では
0:38:56	保全区域としては選定していませんというお答えと理解しましたが、よろしいですか。
0:39:06	です。
0:39:08	時で藤巻リース
0:39:12	ご理解の例について了解いたしました。
0:39:18	まだ先週の審査のコメントを我々見てございますので検討はいたします。
0:39:27	はい。規制庁タナベです。御説明ありがとうございました。そうするとですねちょっと続けさせていただきたいと思います。今のが大きなところだったので他迅速になりますが、
0:39:42	続きますですね 4 名設定しました 76 ページでございます、16 号のか恒設の施設管理でございますね。
0:39:53	こちらですが、解釈の中のガイドですね。
0:40:00	原子力事業者における使用前事業者検査云々に関わる運用解除をさんほどで固めていることということを求められていますが、今保安規定、事業者さんのですね保安規定だと町アップ。
0:40:16	に基づいたものですよ。従ったものですよっていうことは読めるのですが、こちらの運用ガイドで従ったものっていうのがちょっと読みきれなくてですねそちらの考え方について御説明いただきたいなと思います。
0:40:32	こちらに沿ったものなのか、もしくはということですねちょっとご説明いただけますでしょうか。
0:40:51	GNF-J 藤巻でございますけれどもちょっとガイドに沿ってですねどの点等々ということについて、ぱっと説明できないものですからちょっと整理してのご回答を差し上げたいということでお願いいたします。
0:41:10	はい規制庁田邊です。ちょっと細かい経緯についてはちょっと御説明があったということでございますが、こちらの意図としましてはちゃんとこういってですね、ガイドさん方についていうことはされているので過不足なく記載されているんですかっていうところがちょっと読み切れませんでしたので、
0:41:29	ちょっとそういった点からの確認をさせていただいた次第でございます。
0:41:36	12 フジサキで過不足という観点で整理して御説明差し上げるということで了解いたしました。

0:41:46	少々お待ちください。
0:43:04	はい、原子力規制庁の永井です。今ちょっと
0:43:09	お答えいただいたとですね施設管理といいますか保守管理多くあったって幅広いので、この保安規定で詳細まではですね確認できない。
0:43:22	いろいろ
0:43:25	というお答えもご最もだと思いますので、確認したかったのは 75 ページの定義のところ、一ポツ定義ではですね、用語の整理や、保守管理規定の JEAC4209 の 2007 年版に従うと。
0:43:45	ということで、被覆管事業性一旦読みかえるとあるんですが、これ以降のところの部隊なところは、そういう、このもとの審査基準の要求事項である保安のための措置等に係る運用会議の
0:44:03	参考にして定められていることについてということに対して、今我々が審査をするにあたって、皆さんの方針といいますかね、ここに記載して記載されている内容は、
0:44:18	そういうものに沿っているんでしょうかって言う今入口の確認なので、意図的意図的かどうか、時あくにはこうあるけど、違う。もし保守管理の方式を採用してますとか、
0:44:35	特殊な設備があるので、何か違うものがあるのであれば御説明いただければ。
0:44:42	地下と思います。
0:44:44	今答えられるようであればそうそれぐらいのレベルでお答えいただければと思うんですけど。
0:44:55	GNF-J 藤巻でございますけども、モバイル基本的な考え方としてはこの JEAC になるっていう行きたかった施設保守管理を施設管理というふうに変えまして、最初は
0:45:09	範囲に記載してございますけれども、安全機能について追加新たに要求が加わりました排気監視設備及び排水監視設備といったものですね、そういったものを午前施設管理していくという考え方自体は特に何も書いてございます。
0:45:29	はい、原子力規制庁の永井です。わかりました。また詳細に確認必要でしたら、次回以降の面談でまた同じかもしれませんけど、これ今日時点では、そういうお答えいただいたという。
0:45:45	10 年度までですね承知いたしました了解いたしました。
0:45:52	はい。規制庁タナベでございます。そうしましたら続けさせていただきたいと思っております。89 ページ、18 号の対策でございます。
0:46:08	はい。
0:46:12	はい。

0:46:13	この2ポツ目ですね、原子力情報原子力施設情報公開ライブラリーの抗力必要な事項が定められていることってということなのですが、
0:46:27	すまず最初は不適合発生についてですねその処理の管理であったりとか、責任及び権限でこれこちら泥岩が定められているのでしょうか、御説明お願いいたします。
0:46:58	GNF 藤巻でございますけれども、こちらのこの
0:47:03	右側に書いてございますけれども品質マネジメント計画の兼六不適合管理で、保安管理部長、今私が婦人部定めまして、各管理者に不適合の管理を実施させるという形になっているにしております。
0:47:20	情報公開に関してもこれは管理部長が行うということで括弧を記載しているということです。
0:47:29	はい。規制庁タナベでございます。特にあんな水文書とかではなくて、こちらの保安規定の中でですね保安管理部長がこういう責任権限、あとはまあそうですね範囲っていうのが定められているということで理解いたしました。
0:47:46	さらにこれて解釈をとかあと原子力施設情報公開ライブラリーの登録っていうふうなことなってますが実際 GNF データでどちらの公開をどういう手続き崩壊を考えられているんでしょうか。
0:48:28	現状8月でございます。我々ですね各事業者共通ですね、情報公開ライブラリーの影響がございまして、うちの登録して誤開するということは従来も行ってますけれども、その継続するということを考えてございます。
0:48:46	はい規制庁様でございます。承知いたしました津波そういったことで、現状の今の記載から読み取ることってできますか、もしくは人数文書とかで音声のかもしれないんですが、そういったところに困っとなではいるのでしょうか。
0:49:14	すいません規制庁タナベでございます。すいません。これはですね続きの確保で記載されているのはちょっと今確認しましたので、こちらの(5)に記載されている等に記載されている内容に基づいて公開されているという理解でよろしいでしょうか。
0:49:31	初めに藤巻です。その通りでございます。
0:49:35	はい規制庁田辺です。ありがとうございます。
0:49:39	原子力規制庁ナガイです。一つ今の点で確認なんですけど、これは公開っていうのは、一般の人たち入れる形が降灰中ですか。
0:49:52	10章で実際の一般の方々もおりことは可能な状態になってございます。わかりました。後で結構ですけど、陸の情報だけ。
0:50:05	はい。

0:50:06	1F字幕です承知いたしましたあのですねこの総会の今お話いただいたというふうに書いてございませぬけれども戦力の所マネジメント計画の 8.66 激動管理の経費で発行のこの
0:50:23	また以降という記載がございますけどもそこで情報公開ということを
0:50:28	明確化してございます。
0:50:32	規制庁田邊です。御説明ありがとうございます承知いたしました。
0:50:37	私のほうで準備させていただいた 2-3 の資料に過への確認事項については以上でございますが、ほか規制庁側からですね、日本資料 2-3 について確認事項等ございますでしょうか。
0:51:00	営業
0:51:08	少々お待ちください。
0:51:11	原子力規制庁の永井です。ちょっと最初に国だけではなかったんですけど、今日、昨日くっていただいた資料と定義と、
0:51:22	ほかそれ以前にですね 10 月事前にお送りいただいた資料でページが、ちょっと私、昨日私言ったずれてるんですけど、この今の 2-3 の資料は、
0:51:37	内容的には何か変わったところあるんですか。
0:51:41	平時買い付け熟読をよく見たりみたいなんですけど、それ以外に何か。
0:51:47	あれば、
0:51:49	ちょっと説明いただけますか。
0:51:58	GNF カメザキというのは、別途資料作成にあたって、説明は
0:52:04	見栄えというか行間ですとか、ずれただけだと思ってます。減ったりとかはしてませんので、内容は変わってないという考えという以上、
0:52:18	はい、原子力規制庁ナガイわかりました。あと今、またけど表紙私手元にあったのは、表紙にページが行ってなくて、それを給水ページ見てるんで、一般に水理学経てる状況にあるようですけど。
0:52:35	そういう操作をされたということで、
0:52:42	GNF のカメザキですとかそれプラス、中の
0:52:47	内容とかを直したということを行いました。以上です。はい。原子力規制庁の一番下、
0:52:56	はい。
0:52:58	続きまして、規制庁のウエハラですが、
0:53:01	32 ページの核燃料取扱責任者の職務の範囲。
0:53:09	これ確認とか、地上の第 1 項第 4 号、
0:53:13	ところの改正ですけれども、

0:53:18	当機構の中で保全計画とか管理表記保全計画とか、そういった内容がもう直接的に思えないんですけれども、
0:53:30	1人の具体的な関わり方をお聞きしたいと思いますが、
0:54:21	常務初めてでございますと19条(イ)にですね、明確に施設管理とは書いてございませんけれども、施設管理の一環でございますかっこの定期事業者検査実施計画を確保し、補修等の工事に係る工事計画
0:54:37	自分の設計及び工事の計画の認可に関わる設計及び工事の計画、使用前事業者検査実施計画といったものを審査するといった形で関与するというところでございます。
0:54:53	規制庁ウエハラです。長期保全計画みたいなものが表現されてますんや、これもその中に含まれると理解してよろしいでしょうか。
0:55:25	GNF フジサキでございます。今御指摘のように明確に記載がございませんけれども、当然
0:55:32	本来の定期評価ですね。そういったものへのもちろん記載いたします。
0:55:41	規制庁ウエハラです。了解しました。
0:55:57	規制庁タナベです。他よろしいでしょうか。
0:56:14	原子力規制庁永井です。
0:56:17	今ほど、
0:56:19	資料のですね。
0:56:24	31ページに感じが、1ページにちょっと戻ってしまうといった、
0:56:32	この中で16条の組織でいいの中で、社長のマネジメントレビューっていう組織が、本件は、どういう経過を具体的に
0:56:47	何を指していてどんな職務だとか、どういう意図でこういう形の記載になってるかちょっと説明していただきます。
0:57:09	はい。
0:57:43	GNF 藤巻でございます。ちょっとこれは赤字の通りでございましてマネジメントレビュー会議というような呼び名ですね、の大事にはもちろん、社長へ系責任者も出ますけれども、保安管理組織の管理者というものも入れますので、そういう意味で会議会として、このマネジメントレビュー会議
0:58:03	今マネジメント部ですけど、こちらを記載してございます。
0:58:08	正直申しまして非常に整理が悪くてですね、マネジメントレビュー自体は組織ではないという会議体として来た時間ですけれども、今のところではないので、ちょっとこの記載が必要かどうかのちょっと検討いたしたいと思います。

0:58:25	原子力規制庁ナガイです。必要があればいいんですけど、トップマネジメントとしてはいわばトップダウンマネジメントレビュー会議という主旨だっているのはととあえず今ので。
0:58:40	いたしましたので、組織あれば、どういうことをここで権限、職務っていうかね権限が決められて職務によってとかっていうのは、実は中読みください適当としてマネジメント会議が
0:58:55	それであるわけではそういうものを書いているということいろいろ経緯は経緯が事象初期から見直すってということなんですかね、確認して必要があれば、残ったらしいなければ、
0:59:12	でしょうけど、さっきからいろんなところには出てくるので、全体をよく確認していただければと思います。これ完全に組織側からやっぱり組織わかんなかったんで、下の
0:59:34	12 フジサキでございます。了解いたしました。
0:59:42	原子力規制庁の永井です。ちょっとこれからいろいろ確認しようと思うんですけど、ちょっと順序が逆点してしまったのですが、今回の保安規定、9月25日に
0:59:59	申請いただいた保安規定ですね、何を变更しようかっていうするのかっていう確認をしていなかったの、確認したいんですけど、資料は、今回、2-1で審査会合資料2-1で
1:00:17	されると思うんですけど、一言で言って、今回の変更は一体、
1:00:23	何があるのかっていうと、
1:00:26	どういうところかってなっていたいただきました2、3分で結構ですけど。
1:00:45	GNF-J 藤巻でございます審査会合としては、資料2-1で説明を变更するかというの説明することを会議でございまして、1ポツ変更の項目及び議案の变更の主な対象を記載してございますけれども、
1:01:00	①としては居室管理基準規則の、及びその解釈に基づく変更ですね、要するに加工事業用残って、
1:01:10	とかにおきましては届け出を行ってございますけれども、それに整合するように、品質管理に必要な体制を整備するための記載、具体的には品質マネジメント計画ですけれども、こちらを追記いたしまして、従来の部分でなった部分については削除を行って、
1:01:27	でございます。
1:01:28	次は施設管理を1人ですね、加工規則の条文が追加変更された点について対応すべく変更したということで、あの申請書におきまして原子力規制庁における検査制度の見直しをもらう変更といったことで記載してございます。

1:01:45	次側の③ですけれども、こちらも同格規則の改正でございますけれども、別表18のですね、記録が変更されましたのでこれに伴って定期事業者検査の記録とか、そういったものを変更したということになります。
1:02:00	④としましてはこれに伴って条項のできる位置の変更とかですね、新たな
1:02:08	文章の追加とか行っております。
1:02:10	また以下に書いてございますけれども、設工認でですね、資金化されました
1:02:18	これについて時実施してございまして、それらの小さい範囲できるものですね、主にどうぞ施設の貯蔵量の変更でございますけれども、こういったことを反映しているのと、あと前ページに関わる評価改善基づく変更ということでございますけれども、
1:02:37	昨年ですね、印可受けました除塵っていうのは
1:02:43	外的事象ですとか重大事故等に対する対応を
1:02:49	体制の整備がまとめられている。
1:02:54	委員長、保安規定の定めでございますけれどもこちらの1年ですねいろいろあの運用してみたところの改善すべき事項があったということでこういったところ、ところ適正化を実施したということになってございます。
1:03:15	はい、原子力規制庁の永井です。概要はわかりました。今終わってこれまでのところで確認したのはそのままっていうところはちょっと今確認していないですけど、いつから起動前外力ということで、
1:03:33	で、2ページ目以降が1ページの下からが詳細を兼ねているということで、
1:03:41	ということなので、出資これビジネスで開かないんですけど審査会で、まずこれを説明していただくんですかね、むしろ全然その上で、質疑応答というか、やっていただければ国中で、
1:03:57	不明な点とか、
1:04:00	何か。
1:04:01	論点となるようなところは確認を進めていくということになっております。
1:04:08	そうですね。私のほうからはいいなと思ってなんですけど。
1:04:27	すみません、規制庁幅でございます。ちょっと先に私から1点確認をさせていただきたいと思ひまして、今資料2-1の中のご説明の中でもですね、段階施行について、本会とかもちろん相談はそこがそれほど入ってございましたが、
1:04:46	ここについて確認をさせていただきたいところが1点ございますけど先にここだけやらせていただきたいと。
1:04:53	単純なことなんですけどは前回のですね方案補正申請の際には、事業許可の記載内容の保安規定の変更を反映とか今後の申請のですね整理表っていうのが申請書の中だと3本資料で添付されていたんですが、

1:05:11	今回の申請ってそういうのは入っておりませんよね。それで何ですかっていうご質問でございます。
1:05:22	1年の藤巻でございます。他参考表でございますけれども、ここを前評価側のもちろん設備上ハードウェアの設計の変更、事業許可に基づいた新規制基準対応としてのハードウェアの変更もでございますけれどもソフトウェアですね、形状の変更というものもございまして、
1:05:42	本当にどのソフトウェアの変更というのは反映したかということのまとめ表として作成してございます。一応、今回の我々の整理としてはですね、これで済んでございますけれども
1:05:58	その工事の結果として追加すべきソフトウェアの変更はまだないということで、追加がないのでお付けしなかったというふうにやっております。
1:06:14	規制庁タナベです。そういった整理表っていうのは作成をされている。ただ今回の核とソフトウェアにはねるようなところがないから付けていないっていうようなそういった理解整理や等をちょっと理解しました。
1:06:31	現状そういった状況であるっていうことは理解をいたしました。今後ですねその今後水どういう状況になってきたって今申請の予定表みたいな形として、その申請書の中に先生ていただくとかつけていただくそれで、
1:06:47	今回構いませんとかそういうことについては特段今この場ではおっしゃいませんが、ちょっとこちらでも整理して審査会合の場で鉄塔が何点かコメントさせていただくかもしれませんのでよろしくお願ひしますとりあえず状況としては理解いたしました。
1:07:03	GNF 藤巻です了解いたしました。
1:07:08	はい。原子力規制庁永井です。今タナベがお伝えしましたが。
1:07:16	これ前回認可されている現行の保安規定の時にですね、参考資料としてつけていただいていたように、これは、その後、今回も含めて進捗管理して最終の段階で、
1:07:33	ソフト対応が全部できましたということを確認するためにつけていただいているので、特に審査会合で伝えるしないは別にして必ずどんなまずつけてくださいということで、
1:07:49	それから、
1:07:52	この後ですね、確認しますけど、説明の中でソフト対応の変更がないと説明されてましたけど、あるんじゃないかなと思っていることがあります。これ事実確認をこれからします。それから
1:08:07	それに加えてハードですね、今回追加的やないですけど、さっき説明の中で、設備の設計があるという話だったんですが、それについても、最終的に提供すべき設備の新しい言葉に基づいて、

1:08:26	もう表れてこないような設計や施工されていることから、できるだけ対応で新たに設置するものがあるかないかわかりませんが、工事が終了していろいろ核的制限値であるとかいろんな安全、
1:08:43	お答えを含めた／規定に明示的内容が全部反映されていることは、管理、
1:08:54	今までの委員長として、管理している状況は説明をしていただきますので、それは参考資料として準備するようにしてください。これ今回からっていうよりはもう最初からお2人という意向ですので、
1:09:11	そこはよろしく願いますというか、
1:09:14	赤字をしてくださいということで、まず訴えを4月2日ですか。
1:09:21	GNF 藤巻でございます。承知いたしました。
1:09:25	規制庁ナガイですね、この絵で少しちょっと
1:09:30	確認しますが、その観点に配慮がいいと私の資料、以前の資料で提示がそれじゃいかんですけど、9名のところの資料2-2のところ、スタッフを
1:09:45	じゃあ、
1:09:47	はい、いい点確認します第1点目は思う資料の54ページですが、Mark-II、
1:09:58	一方、
1:10:01	本当かと。
1:10:05	はい。
1:10:16	多分今で言うと14ページ目で7.4.2調達要求事項がございます。14ページ目になりますので、ここのね。
1:10:31	だから、左から2番目の管理基準規則の解釈というのは35条の
1:10:40	以降のように、一方、日本もですね、調達物品の不適合の報告の書類に区分け要求事項の報告には偽造品または模造品を含むということで、
1:10:55	書いてあるんですけど、皆さんの不適合の処理には、それらは含まれているんでしょうか。
1:11:09	GNF フジサキでございますうまく我々の申請する線が記載してございませんけれども、当然解釈に記載してございますので含める。
1:11:17	ということでございます。
1:11:20	規制庁ナガイです。
1:11:24	はい。
1:11:25	もう御承知のことと思いますけど、認可するにあたって、審査基準であるとか、許可も踏まえてなにはなりますが、民間基準の解釈ということで、維持がされているものであったり、必ずしも会社はこの通りになってるんですけど、こういう

1:11:43	例示がされているものであるというものはどのようにされてるかっていうのは、何らかの形ですね、説明をしていただかないと推察する上で、
1:11:57	あの適合性の確認ができない部分が出てきますので、そういうことでただ目のほうからも最初に確認したんですけど、そういう事例としてした。
1:12:14	そういうことがたくさんあるですと、
1:12:19	必ずしも根拠にしたいとは、保安規定の本文記載は言わないまでもこういう説明資料の中で、対応状況について御説明をいう。
1:12:32	それから、
1:12:34	これは審査会合正しいと思いますけれども、
1:12:37	いう形で審査基準は明確になっているので、それに対する対応ということで、資料の作り込みをして頂ければと思います。
1:12:47	はい。
1:12:50	で、この点は一つありますけど、もう一つ目がですね。
1:12:55	これは各社 2 お願いしてるんですけども、
1:13:05	あ、すみません、二つ目は、取出します。
1:13:12	GNF 藤巻です承知いたしました。
1:13:24	原子力規制庁の永井です。今、二つ目で最終目的といったものは今の資料のですね、22 ページ目最後に表 2 っていうのがあって、今回、品質管理基準規則
1:13:37	明確化された 21 項目について、以前の資料になかったので、ちょっと確認しようと思ったんですけど、昨日時点に追加になっているので、これもう
1:13:50	それからですね、不明な点があればまた審査会合なり今後の予定。
1:13:57	と思います。
1:13:58	はい。
1:14:01	小さいです了解いたしました。
1:14:08	原子力規制庁の永井です。それでは資料また元に、資料 2-3 ですね、審査基準の要求事項等の要求事項精査基準に対する皆さんの保安規定の
1:14:26	を確認した内容で 3 種類ですね、資料で言うと、
1:14:38	はい。
1:14:48	火線規制庁ナガイです。
1:14:51	44 ページから
1:15:08	44 ページ目から、これは
1:15:15	審査基準のほうですと、8 号の排気監視設備とか排水監視設備のなります。
1:15:32	で、ここでですね、審査基準のほうの一番以降の最後のとこですね、本質か非管理ばいい設備の設置及び機能の維持の方法、

1:15:47	これは設備管理として書いてあるんですけど、その使用方法が定められていることっていうことがあるんですけど、やっぱりこの保安規定ではどこに使用方法。
1:15:59	でているのか、御説明お願いします。
1:16:24	GNF 藤巻でございます。ちょっとこそすべてというわけではないんですけども、74 条第 3 項ですね、こちらですけれども、排水中の放射性物質のバッチごとに設定したところでどういったシヨウ行うかと非常に大まかに入んですけどもこれからことと、
1:16:49	あと遅くとも頻度等はですね、結局拡張に書かれているという作る。
1:16:57	はい、原子力規制庁の永井です。わかりました。そういうことを各会社に皆さんとくに規定書がね。
1:17:07	それは
1:17:11	どの規定で
1:17:14	この計画実施をするっていうことが、
1:17:17	これ説明でしょうか。
1:17:22	御説明廃棄物管理規程でございます。
1:17:27	はい。所共同見ますと
1:17:32	別表 19 ですね各条項に対応する規定書記載してございまして 74 条は放射性廃棄物の規定になってございます。
1:17:43	はい、原子力規制庁の永井ですおっしゃられた別表 19 というのは、新変更申請認可申請書の 119 ページから新旧関係変更前後の
1:17:56	この中の 120 ページですかね、
1:18:01	いえ。
1:18:04	どこに規定があるということですか。第
1:18:23	10 日までに 3 の 120 ページもそこに記載されているものでございます。
1:18:28	はい、原子力規制庁ナガイです。ですから、別表 17 は省略されているんですけど、その中には使用方法が規制されているっていうことで、
1:18:40	よろしいですか。
1:18:44	GNF 藤巻でございます変更しないということをつけてございませぬけれども、頻度が明確化されてございます。
1:18:55	原子力規制庁のナガイはわかりました。ちょっと後程、我々のほうでもまだ審査これから進めていくところですので、確認をしていきますけれども、そういったところにあるということで説明はいただいたということで、
1:19:13	本件はわかりました。
1:19:15	それからですね。

1:19:19	49 ページも同じですね、49 ページには、
1:19:26	50 ページですか。
1:19:30	音声で管理を受けての使用方法。
1:19:35	皆さんの
1:19:40	資料だと、ページのこれは 15 の聞いただけでこれだけの
1:19:48	いいのですね、1 番目のでもこれも同じように使用方法が定められていること ってあるんですが、それを受けたところには、
1:20:02	点検の要領書比較項目関係ないんですけど、こちらの方はどういう形で思っ 先ほど同じ質問なんですけど、要望はどこに書いてあって、どういうふうに関 定しているのか。
1:20:16	説明をお願いします。
1:20:58	GNF 藤巻でございます。放射線測定についてはですね、別表 11 にまとめられ てございますけれどもこれ備え付けている測定器に前にしておくことで、実際 どうしようするかという測定するかについてはですね、例えば別表
1:21:15	10 ございましてここで線量当量の測定方法といいですけども、ここ場所。
1:21:24	。
1:21:25	以下のものが定めていてそれが主要方向に対応するというふうにご います。
1:21:33	原子力規制庁の永井です。今別表 10 はどこにウランのこの法案変更内容 に入ってるか。
1:21:43	GNF 藤巻です変更ございませんので、ちょっとしたらあと次にシステムは、
1:21:50	はい、変更ない場合は、既認可の何条というような説明をお願いします。
1:21:59	次のページ、そちらに記載があるということでございます。
1:22:26	はい、原子力規制庁の永井です。
1:22:30	とりあえず何か測定があるということなんで、各これ 25 日申請でまた詳細 に確認してない状況なんですけど、その中で確認ができるかどうかを確認して いきます。
1:22:45	これね。
1:22:47	それで、お伝えしたいんですけど、お伝えしたんですが、この表ですね、特にこ ういう仕様法定見ていただけるとわかるんですが、
1:23:01	改正前の審査基準からちょうど赤字になってます使用方法が追加になってま すので、
1:23:10	それを受ける皆さんの条文はもれを漏れなくですね、書いていただきたいと思 うんですね、今説明があった別表使用方法の条文と別表を今度は若干順序は ずれてくると思いますけど。

1:23:26	どっかで規定しているのであれば、それを受けて記載するようにしてください。今日の時点での形で御説明いただければそこはそれでよかったですけど。ただそういう部分がたくさんあるので、
1:23:42	ちょっと対応していただく。
1:23:48	GNF-J 藤巻です。承知いたしました。
1:23:52	それからですね、50 ページだからそれは 51 ページ。
1:24:00	資料の 51 ページ。
1:24:07	すみません。
1:24:09	50
1:24:11	ずれてるもんですから 52 ページ。
1:24:14	今日の資料だと。
1:24:16	52 ページになります。
1:24:22	で、ここで核燃料物質の貯蔵
1:24:25	について記載がありましてちょうど 51 ページから 52 ページにかけてですけれども、
1:24:35	この中で見ていったときに、今回ですね、
1:24:43	貯蔵量の変化が
1:24:47	あるんですけれども、
1:24:56	ずっと見ていくと。
1:24:58	別表
1:25:00	15 がですね。
1:25:02	呼び出されていないんですけど、ここが今この資料上記載漏れがあるんならばそれはそれで単純なことですけど、
1:25:14	棚を撤去するために、貯蔵量が変わった臨界管理が変わったり、いろんなはねてくるで貯蔵の要件が変わってくると思うんですけども、どういう観点で何を講じたのかっていうところですね。
1:25:29	ちょっと下の別表の変更内容について御説明いただけますでしょうか。
1:27:18	GNF 藤巻でございます。別表 15 がここに記載されているべきではないかというふうことについてご指摘の通り、漏れているということでございます
1:27:31	施設の変更ではねる箇所を確認しましてこの別表 15 が変わると言うことですね、貯蔵量を変えているということでございます。
1:27:44	原子力規制庁ナガイです。その時にどういう観点で臨界管理だとか何か図面の配置図であるとかどれか 1 例で結構ですけども、特に今回先ほどの資料で、
1:28:00	2-1 の資料で言うほど、

1:28:04	撤去する設備が資料 2-3 ページでね。
1:28:13	燃料棒貯蔵棚だなあ。
1:28:16	C 型ペレット貯蔵棚ですかね。
1:28:20	耐震貯蔵能力の変更であるとか、
1:28:25	核燃料物質については、
1:28:29	漏れなく、
1:28:32	いろんな観点で何を変更したのかっていうのを、
1:28:35	ちょっと御説明いただけますでしょうか。
1:28:55	GNF カメザキでございます。別表次号運用におきまして、変更した課長を御説明します。
1:29:05	別表 15
1:29:08	言っておきたいと。
1:29:11	原子力規制庁の永井です。すみませんあんな必ず平日現行指針認可申請の 7 ページの別表 15 とか、そこになければ認可の保安規定の No. っていう説明をまずお願いします。
1:29:28	GNF カメザキです。了解いたしました。
1:29:33	まずは
1:29:38	003. 9 月 25 日に申請しました。新旧対照表なのですが、108。
1:29:49	ページに
1:29:51	なります。
1:29:53	こちらのほうと別表 15 におきまして、変更箇所が赤枠で示してございますけれども、まず上のほうからですね、燃料体貯蔵容器というものが、
1:30:08	許可方から除いてございますので、そちらに合わせて変更してございます。
1:30:14	続きまして下段のですね、大きな四角の括弧 2 に高高隣の貯蔵区域というところで幾つか四角が囲ってありますけども、この左の端から第 1 の 1 階粉末取扱質
1:30:33	いうのがありまして、こちらが先にですね、資料 2-1 のほうで、
1:30:40	ここ 1 カッコの 2
1:30:43	いいですね、3 ページのところを書いてあるとしてここに 2 のポツ
1:30:52	四つありますけども、上から三つ目、第 1 の 1 階回粉末取扱質の設備撤去に当たります。
1:31:01	こちらに、
1:31:05	また、ウラン保管だなというのがございまして、これに伴って、貯蔵量が変更されてございます。

1:31:24	原子力規制庁永井です。ここは構造上の変更ということで、原子炉容器以降が変更になっているということ
1:31:34	でまああの資料のほうで予備引用して、資料のですね、52 ページの中で変更箇所、そこは単純な記載漏れであればそれは議会変更なり面談のときに、
1:31:50	委員指摘いただければ結構かとかってけれども格好で確認したいのは、で確認したい点が結構あるんですが、その前にちょっと大事な話で、赤い枠がかかっているのは、マスキングてことではなくて、
1:32:06	今回変更箇所という趣旨でよろしいですか。
1:32:13	はい。
1:32:28	規制庁ナガイです。変更箇所は赤くしてるということでよろしいですね。
1:32:33	私の手元はカラーなんで赤いんですけど。
1:32:44	規制庁田邊です。先ほど私がそちらにミュートさせていただいたんで、もし発言されているようでしたら、ミュート解除して発言してください。
1:32:58	はい、手順書に考えてございますよう図り箇所が修正箇所ということで、いつも理解で正しいです。以上です。
1:33:07	原子力規制庁の永井です。あと、この資料の中に、
1:33:12	開示情報って書いてますか。
1:33:17	ちょっと脱線しちゃうんですけど質問というよりは、もし審査会合で何か確認しようと思うと、それから外部で流れてしまう。今日はもう発言したら
1:33:29	マスキングできるんですけど、当日は大分で中継されちゃうので。
1:33:34	事前にですねマスキング資料を準備していただくんですけど。
1:33:41	ここ。
1:33:44	この辺の資料はどうされました。
1:33:51	はい。カネザキです。同じ資料の 51 ページですね、不法侵入の防止というところで、マスキング箇所であります。また別途のところですね、こういうのをマスキングしたい。
1:34:11	昔はあるんですけども、審査会合のところの資料の中には出てきませんので、審査会合資料としては、及びマスキング等はありません。
1:34:25	原子力規制庁ナガイです。わかりました。
1:34:30	今、資料ベースで確認したてるので、当日こういう確認しようと、その資料は誰もいえないことに
1:34:42	やってしまうので、
1:34:45	おそらく当日は確認しない以前に

1:34:50	正しいかどうか確認した上で必要があれば、そういう資料の範囲で確認することになると思いますけど、ここで聞きたいのは、質問に戻りますけれども、この例えばこの 15 だと貯蔵量になってるんですけど。
1:35:09	この貯蔵量というのは、今回、許可なりで、
1:35:16	受けた貯蔵量それから設工認で削除なったのか、それから、耐震補強耐震強度を保つために、貯蔵量を減らしたりしていると思うんですけど、そういう認可申請等の
1:35:32	取れているっていうことは社内で誰が書くどういう体制で確認して、この保安規定にどんどん申請されているかということをお願いしていただく。
1:35:49	。
1:35:51	これ、
1:35:56	ということで、お金だけです。当作成にあたってはですね、当然審査承認を受けて作成完了して、その辺りは別に社内の放射線安全委員会の方ですね、県が担当含めて、審議していただき、
1:36:14	ことの承認
1:36:17	審査の社長承認ということで申請してもしょうが完成しております。
1:36:23	以上です。
1:36:28	はい。原子力規制庁ナガイ率が間違っていないと思いますけど、これ町といわゆる合併これ貯蔵けれども、重要な
1:36:42	ものですので、拡充していただくっていう
1:36:47	ではありますので、そこは間違いなくいただく。
1:36:51	ことが、が総務課で
1:36:56	変更理由のところを見ますと、
1:37:03	変更理由の(3)でですね、記載の適正化で、
1:37:09	一等許可に入れて対処設備削除及び追加とあるんですが、
1:37:17	何か追加したことがあるんですか。
1:38:02	GNF 亀崎です。
1:38:04	当審議会では昨日の 15 を廃棄物貯蔵場が追加になっておりますので、今議員にしております。ここに追加と同じようなことしました気体されています。
1:38:20	以上です。原子力規制庁ナガイです。安否確認したかって次のページの 109 ページの変更理由 3 のところは削除しか書いてないんですけど、何を追加したのかなっていう
1:38:35	必要は単純なんですけど違ってたんで、貯蔵
1:38:42	量でここは、
1:38:45	排水口という今の御説明だと、ページ数が

1:38:49	ページの
1:38:54	表になるんでしょうかね、追加しているところが、
1:39:00	これは廃棄物のほうのちょっと貯蔵量になるんですね。15とはちょっと違うんですかね。
1:39:17	はい。
1:39:18	以上のカメザキです。人としてはその通りでございます。におきましては、追加削除があったので、人的には次かっていうことと、削除ということが、
1:39:32	発生しています。
1:39:37	先ほど最初の質問がありまして108ページを見ましては、追加というのは、
1:39:48	いうことでございます。
1:39:52	原子力規制庁の永井です。わかりました。
1:39:57	それで、
1:39:58	それとね。
1:40:00	そういう形で今実は代表例で、
1:40:04	確認したんですけれども、実際の数量は、これカラーの見ているところなんです、添付の説明書今日準備していただいている資料2-
1:40:19	さんとかですね、引用漏れがあったりすると、これは単に引用漏れならいいですが、ただを設計するんであれば、
1:40:30	今の貯蔵場だけでなく、
1:40:34	臨界管理の核的制限値であるとか、また入ってるんですね、4年工場は必ず跳ねてくると思いますので、それをこれからまだ審査会合までもありますけど、
1:40:53	現状の
1:40:56	申請施設工認申請書の中で、何か
1:41:06	もう現状の申請書でそういう問題があるとか何か見つかっているんであれば、ちょっと確認スルーかもしれませんけどよく準備をよくチェックをしてですね、いただきたいと。
1:41:21	我々のほうでも、今の許可の関係とかもっと見ておかしいのがあれば、当日確認することもありますので、
1:41:33	どうぞ。
1:41:34	社内でチェックするようにしてください。
1:41:41	とりあえず今の1例ですけれども、
1:41:47	よろしいでしょうか。
1:41:50	はい、カメザキです。承知いたしました。
1:41:56	それですね。
1:42:00	それから、次の観点として、資料の

1:42:07	15 ページ。
1:42:11	平常時のモニタリングの実施についてですね、僕も委託事業交通今回新たに 定めたところで、
1:42:27	保安規定ですと 52 条線量当量等の測定ということになっておりますけれど も、
1:42:37	今回ですね、環境モニタリングの実施。
1:42:45	おたつたつということで、本規定の条文では、これは拡大で、
1:42:51	52 条は特に変更は、
1:42:55	はい。
1:42:58	そういう中の説明資料ではないので、それで変更前後の認可申請書も認可申 請書はできている。
1:43:11	すいません講ずるの図のところはちょっと誤記訂正があつて、認可申請書 52 ページの新旧の変更前後で一応出てきてはいますが、これから確認したいの は環境モニタリングとして、
1:43:29	まず、周辺監視区域外の
1:43:34	環境試料中の放射性物質は皆さんどこで測定する。
1:43:41	ようにしているんでしょうか。
1:44:04	GNFJ のカネザキでございます。こちら 6 ポツの項の 52 条のところの下に書 いてありますしておき、こちらのほうで実施することを記載してございます。
1:44:20	既認可の別表 9、
1:44:26	はい、原子力規制庁ながら実はこれと別表 9 は既認可で 50 条関係あります けど、どこで読めばよろしいんでしょうか。
1:44:38	今のカメザキでございますと一番下のですね、周辺監視区域界のところでは全 部こととしております。
1:44:51	はい。
1:45:00	できる規制庁ナガイです。ちょっと今手元に既認可なんで持ち合わせてないの で、後程確認しますけれども、規定があるということによろしいですかその中に は、
1:45:15	測定の方法とか頻度とか、何をするかっていうのは決められているんでしょ うか。
1:45:33	事業者のカメザキでございます。測定場所の測定項目が定められておりござ います。以上です。
1:45:42	はい。来週規制庁の永井です。わかりました。の協働というこちらのほうでも確 認していきたいと思えます。

1:45:52	それですね、その測定内容は許可を踏まえた内容になってるんでしょうかね 皆さんとは許可はどういうふうに
1:46:06	今回その通りになってるっていうのは社内で確認されていればその確認した 内容についてご説明をお願いします。
1:47:14	先ほど、
1:47:16	はい、藤巻でございますけれども、
1:47:19	ちょっと今チャイムが鳴って一旦ちょっと多分、
1:47:24	1人ないと思うので、
1:47:26	少々お待ちください。
1:47:41	情報でございます失礼いたしました事業許可でございますと、添付6ですね、こ ちらに添6-26ページというところがございまして、そこに施設周辺環境の管 理ということで、
1:47:59	周辺監視区域外の
1:48:03	測定について記載がありましてそれと整合した
1:48:08	下になっているというふうに考えてございます。
1:48:12	原子力規制庁ナガイという、ちょっと今聞き漏らした時点で、添付の6ページ。
1:48:18	添6-56ページ。
1:48:31	そこと同じ記載にして同じ頻度なり測定場所はそういう形で対応されていると いうことでよろしいですか。それはもうすでに既認可の通りということで、
1:48:45	よろしいですか。
1:48:47	はい、GNFJ藤巻です。その通りでございます。というような確認をこれに限ら ずですね、確認していただくため、実は今資料、先ほどのように5号でしたっ け。
1:49:04	最後の資料は
1:49:07	今回、審査会合では出さないということになったんですが、委員の方でお願い していて、新しいこれとは別に今回変更なり追加になっている状況のとりあえ ず情報レベルで結構ですが、
1:49:22	内容が並行と内容が許可を踏まえた内容になっているかっていう
1:49:30	ことですね、やはり地震で確認した資料を、これはほかの各社お願いしてるん ですけど、
1:49:41	作成していただいて整理した上で質問を
1:49:46	いずれにしてください。これ審査会合でも出しますけれども、今回ですね、ちょ っと要件がかなり変わったし、審査基準も大きく変わっているので、内容です ね、皆さんのほうで確認という結果を踏まえたなってるかということで、
1:50:06	資料作っていただいておりますので、もう準備をお願いします。

1:50:15	一番初めです。承知いたしました。
1:50:20	はい、原子力規制庁のナガイですが今の環境モニタリングはどこまでそれから資料の 59 ページが独自に
1:50:47	条文でいうと、80 条の 2 とPT等も
1:51:02	1 ページ。
1:51:03	12 年
1:51:09	60
1:51:12	これ、
1:51:13	いや、重大事故の。
1:51:59	はい。原子力規制庁ナガイです。すいませんでした資料と言うと、資料 2 の 3 の 60
1:52:09	ページです。
1:52:12	で、
1:52:13	ここをですね。
1:52:18	防災訓練の実施頻度について、84 条の 280 条の 3 を
1:52:30	既設てるんですが、この条文の。
1:52:35	今回ですね、赤くなってるんですけど、これはどういう意図で変更なり追加にしているのでしょうか。
1:52:56	10 ページ目でございます。ここで赤くなってございますのは我々として設計想定事象っていうのは 1ヶ所にまとめて整理し直しましたので、重大事故に至る恐れがある事故とか大規模損壊について条項づらしましたので、
1:53:12	その意味で、図で変更があったと思う表示でございまして、いろいろその適正かというのがございますけれども、本質的な意味では変更がございません。
1:53:26	原子力規制庁の永井です。そうすると構成を変えたっていうことで、最初に資料 1 にの位置で、
1:53:37	御説明いただいたへんし変更概要のこちら断定だとどこで 5、
1:53:47	両名場合の結果、
1:53:49	はい。
1:53:55	はい。
1:54:01	いずれにしてもございますけれども資料 5-1 の変更詳細できます。
1:54:09	(1)加工規則の改正のうち、②ですね、
1:54:15	設計用に想定事象ですので
1:54:21	加工規則でいきますと 8 条第 1 項 14 号ということで設計想定事象の

1:54:28	ものが追加というか整理されたことに伴って紹介しましたといった意見書新設しましたということでございます。はい資料配付の-1-3 ページ目のですね、一番冒頭に書いてございますけれども、
1:54:45	はい。原子力規制庁ナガイです。
1:54:49	我々も申請書を見るときに、
1:54:52	これまでも逐条型ぜい要求事項に対するいろいろチェックはしているところなんですけど、そもそも皆さんの変更がですね、特に指標立てを変えたりとか、
1:55:07	どういうその考え方で、保安規定を作り込んでいるっていうそういう全体像がですね、新しい
1:55:16	同規則改正にあわせてマネジメントシステムの位置付けを変えたりしてるんですけど、そういうものですね、今の資料ではちょっとまだ把握しきれてない状況なんですね。
1:55:31	まずここをですね、
1:55:38	なんか、どういうふうにしたのかっていうのは
1:55:43	いずれにしても審査会合でもうまずそこから確認しなきゃいけないと思っているので、資料どうこうっていうのがあるのかわかんないけど、
1:55:55	そのところは、
1:55:57	説明をしていただきますので、例えば面談なりで確認していくので、それでないと、業界全体で飛ばしたりして、中身が変わったのは変わってないのか、審査をするにしても、
1:56:14	入口が別途持っておりますので、
1:56:19	次回以降の資料審査会合でどうするとするというのはちょっと抜きにしても、
1:56:24	まず全体像章だて構成はあの説明した上で、具体的にここで、設計想定事象は参照でやってますから、
1:56:36	ステッカーには何章に集約して、従前からをもってここを変えましたところマネジメント実績はなしに持ってきましたとか、
1:56:46	そういう説明はしていただけますでしょうか。
1:56:55	GNFJ フジサキです。承知いたしました。
1:56:59	それですね、参集の
1:57:03	審査会合にあるんですけど。
1:57:06	多分個別の条文に配布するというよりは審査会合で論点を
1:57:12	にして確認をするので、この資料ですね、文書はこのままにしても、各社の審査会合の資料、大きなにしていますよね。

1:57:27	中の 1 枚でも結構ですけど、どういう構成になっているのかというのを間に合うかどうかというのはですけど、表作っていただいて、ちょっとそれは審査会合でまず全体概要を
1:57:44	名していただけますでしょうか。
1:57:48	事前に送っていただいて、
1:57:50	こちらにも、
1:57:54	よろしいですか。
1:57:58	11 番です承知いたしました。なるべく早くということで、送付いたします。はい。
1:58:05	原子力規制庁の永井です。それがわからない状態で今から幾つか確認をしていきますので、御説明
1:58:22	ナガイです。そうすると、先ほどの話に戻るんですが、資料の
1:58:29	どうぞ。
1:58:35	ですね、80 条の 2 と 84 番は実質的な中身の変更はないということで、
1:58:44	今理解したというか、わかりました。それからですね、ちょっと次の日ですけど。
1:58:58	62 ページになります。
1:59:07	もう
1:59:08	資料の中で、今も話あります長さ 16 条の 2 の中で、まず、設計想定事象、
1:59:26	の PDCA の回る計画実施の条文になってますが、この設計時の
1:59:32	事象に応じて規定書定めるということで、加工施設の保全に関する措置の規定書を定めるとなってますけど、これは具体的にどこが先ほど別表 19 できたかね、どの規定書になっているんでしょうか。
1:59:51	申請書の何ページことで、
2:00:13	はい、藤巻でございます。こちらの 9 月 25 日付の申請書マスターのページが 120 ページですね、
2:00:25	一休の鈴木でございますけれども第 9 表に想定事象等に対する加工施設の保全に関する措置というものをに入れてございまして、こちらに規定書記載してございます。全般的には従来からの
2:00:41	我々が規定値を使ってございます。異常非常に
2:00:46	事象規定というものでまとめますけれども、私は 78 条の 2。
2:00:53	火災及び爆発発生時の体制の整備は、これ既認可となってませんけれども報告かという。
2:01:00	78 条の 3ー内部溢水発生時の体制の整備については内分析通って、こちらの新規ですけども、こういったもので定めているというところは以上異常事象措置規定で定めていくことにしてございます。

2:01:19	はい。原子力規制庁ナガイでやはりちょっと私手元の資料があまり写りが良く なかったんだけど、この資料の第9章のところば赤字になってまして、右側日 本で要求されている規定書ってということで、
2:01:36	*がついていって、成果書いてあって、76条の2は異常非常事象
2:01:44	こっち規定というのがここでいうその設計想定事象について定めたものってい うことでよろしいですか。
2:01:54	異常非常措置規定だけではなくて、
2:01:59	その辺の記載の火災防護計画の内容について規定というのが、
2:02:06	この差文書ですね。
2:02:08	原子力規制庁の永井です。この76条の2の規定というのは、この文章全体 のページのところが書いてあると思うんですけど、そうすると、
2:02:24	ご覧の76条の2はそういう形で、それ複数の四つ指定がありますけれども、
2:02:34	これらすべてをこのPDをまわしてるってということで、
2:02:40	いうふうな作り込みになってるということでよろしい。
2:02:46	GNFJ 藤巻ですその通りです。
2:02:49	わかりました。76条CAですか、
2:02:54	
2:03:07	GNFJ 藤巻でございます。7.7条の2になりますけども、そちらの資料になりま すとか書いてですね。
2:03:16	うん。
2:03:27	原子力規制庁の永井です。いろいろ
2:03:32	資料が全部がそろってないもんですから、
2:03:36	あとこっちなきゃいけないけどわかりました。それでもう、
2:03:42	その点はわかりました。
2:03:46	そうですね。
2:03:51	同じ観点っていうか、ちょっと計画で確認しますけれども、79ページの7ペー ジ、この資料の2の
2:04:04	さんです。
2:04:07	の長くしていただ80ページになりますから、今日の資料、
2:04:22	80ページの
2:04:25	7.3項で、特別な保全計画の策定というのは来て本店の
2:04:36	これてるんですけども、
2:04:39	これは
2:04:48	この中でですね。

2:04:52	(1)でそうすると期間停止する場合は特別な措置として保全計画とか実施設計を定めた計画を策定作ったけど、現状は、これが意図するようなものは、
2:05:14	具体的いただければ、
2:05:18	GNFJ 藤巻でございます。現在長期期間停止している状態なので、通常状態とは違うという意味ではこの条項の適用期間だと考えている。
2:05:34	原子力規制庁の永井です。そうするとこの計画がなく項目の計画を策定した来ているっていう
2:05:42	ことでよろしいですか。
2:05:44	以上です。その理解の通り、
2:05:47	とりあえずそういうことをやっているっていう
2:05:55	原子力規制庁ナガイについて個別については以上の通りなんですが、
2:06:02	ちょっと今回変更が多岐にわたっているんで、これから確認したいのは、今まで人たち逐条型で見てたんですが、一つの事象が具体的には、
2:06:17	設計想定事象の積雪についてですね、プロセッサアプローチでちょっと質問させていただきます。ですから合っていくっていうことに間違いののでちょっと聞いててください。
2:06:30	まずですね、入口として資料の 60、
2:06:38	1 ページ。
2:06:42	いや、だから、62 ページ。
2:06:46	1 ページにですね、62 ページになります。
2:06:50	で、ここで 76 条の 2 学期少し確認しましたけど、設計想定事象に係る加工施設の保全措置の計画実施。
2:07:02	いてですね、に関連するんですけど。
2:07:07	ので積雪ツ一までね。
2:07:13	どこにあるかっていうと、
2:07:23	次のページですね、62 ページでスパージャ 63 ページです。
2:07:31	の 79 条の 2。
2:07:35	でですねここも全部赤くなっちゃってわかりづらいんですけど、今回積雪発生時の体制が新たに整備されたというと大げさになるかもしれないと規定されているようなんですけど。
2:07:49	先ほどソフト対応の変更ないと言ってたんですが、ここは以前からあったんでしょうか。
2:08:15	事務の藤巻でございます。
2:08:20	ちょっと積雪に関して既認可の条項できますと、第 16 条の 4 というところで積雪発生時の体制の整備板でございます。

2:08:35	添付の 1 ページ既認可の添付-1 の
2:08:40	6 章ですね、こちらにもまた活動になるって結合で対応してください
2:08:48	はい、原子力規制庁のナガイですと、今、これは表だけが動いているんなさせたってということですか。
2:08:58	先ほどの重大事故と同じく関するページ書として 9 章にまとめたということ。
2:09:06	それを認可申請書の表は、
2:09:15	何ページを見れば、その言葉を書かれている。
2:09:24	時に藤巻でございますけれども、
2:09:35	ということですね当時につきましてはこちら申請表でいきますと、9 月 26 日付の申請書の 45 ページですね、ここで 16 条の 2 以降
2:09:50	少し灰色がかった記載で記載してございますけれども、これも含めてですね、45 ページの目次 8 ですけども、第 36 条の 2 は第 78 条の 2 行とかですね、先を明記してございます。
2:10:05	積雪につきましては、
2:10:08	46 ページ目ですね、こちらに 36 条の 4 が記載がございますけれども、右側に 79 条の 4 項ということで来てございます。
2:10:30	原子力規制庁ナガイです。積雪の本当の状況になって次へと変更認可申請書が 4 ページの既認可の変更前の
2:10:46	まずそれ以上の 40 年。
2:10:49	わかりました。
2:10:51	ここにあってそれが 76 ページ目 4 が 79 条のほうに移行したってこと。
2:10:58	ね。
2:11:00	以上です。その通りでありましたので実はそうやっておっていくと、もう今雪は一つだけ見ても、皆さんの意図が伝わってこないんです。条文の文章で書いてあってわかんないので。
2:11:15	先ほどお伝えした通り、基本的なコンセプトとして何章と何章統合して、9 条の設計想定事象にしたとかですね、そういうふうなものをまず御説明いただかないと。
2:11:30	もう審査しても逐条型でも切りでですね、権限はどこ誰がどこだっとなっちゃうので、そういう意味を含めてさっきお伝えしましたので、
2:11:42	ちょっと準備したやつをまず基本的な考え方はよくわかりましたけれども、具体的にどのようになっているかっていうのを確認しますので、もう一度説明資料の 6 が 3 ページの
2:11:58	76 条の目に戻っていただいて、
2:12:03	この中でね。

2:12:07	添付 1 を
2:12:12	すみませんこれ点推計ですね、63 ページにちょっと黒い字のままなんなんですけど、省略されてますが資料のほうでは、火災爆発火山活動か勾配とかで待っていなかった。
2:12:30	けど、
2:12:31	ここはタイトルは積雪は追加してないんですね、タイトルだけだとかかもしれないけど、
2:12:47	住民だけでございます。既認可からでございますがその他のということで、テキストで実際に店舗以上中には来積雪に対する内容は含まれているっていうことで、
2:13:01	よろしいですね、廃棄能力からそうなってございます。
2:13:04	わかりました。
2:13:17	それから、また先ほどと同じ質問になるんですが、
2:13:26	この積雪に関する対応については印可で並行ないということですが、積雪時の対応基準が
2:13:38	ですね、許可を踏まえた内容であることは、社内で確認されているんでしょうか。
2:13:47	はい。
2:13:50	はい、確認してございますが、下で追加ということなんで、どうやっていくことで、それとですね、通常Gとそれから積雪時の
2:14:02	実施責任者は誰になるんでしょうか。
2:14:06	今回追加とか変更がありますでしょうかね、所立てが変わったんで、どういうふうに
2:14:14	なってるかってことが、
2:14:16	今の資料の 10 と
2:14:20	1.3 ページ。
2:14:24	特に実施する責任者とそれからの 70。
2:14:32	6 条の 2 ですね、規定をする規定っていかね計画実施の
2:14:39	責任者は従前と変わってないんですか。
2:15:25	時でございますがまさしくその点はですね今回適正化を図ったということでしてこの体制の整備自体は
2:15:36	添付 1 で環境安全部長ということでございます。実施は実態としてはですね、実態としては、異常な積雪とかですね加工施設に悪影響を及ぼすような積雪がもしくは火山灰の蓄積があった場合は、次、

2:15:54	非常の組織で対応するというふうに定めてございまして、その変わってござい ません。ただしそこがですね既認可の添付 1 ですと、明確に読めない状態でし たので今回社長はということで非常時の組織で対応するということを明確化を 図ってございます。
2:16:12	実態は変わっておななんですけども、既認可が書き足りなかったという理解でご ざいます。
2:16:21	原子力規制庁ナガイです。その点もあって、最初に社長の権限で何か変わっ たのはありますかって言うのも聞いたんですけど、特にトップが絡むようなとこ ろは、
2:16:36	申請書の中で何か今別に意図的に何か隠してるとは思ってませんけれども、 きちんと説明をしていただきたいと思うんですね、特にその変更箇所でそうい うのが一応するところがあればですね、今ちよつと
2:16:55	説明もあつたんですけど、その文言が変更認可申請書の
2:17:01	どっかに変わってるんですか。
2:17:04	何ページに出てくるんです。
2:17:17	GNF 藤巻でございます申請書でいきますと 127 ページ。
2:17:23	
2:17:27	火山活動の積雪への対応っていうのが書かれてございまして、社長は書かれ てございますの 127 ページなの。
2:17:37	変更後の 3.4 の思いますけれどもここで社長は記載の適正化としか書いてご ざいせんけれどもそういったことを図っていきたい。
2:17:49	これはやっぱり実施対応組織変えたということですか。
2:17:54	従来から非常に非常にですね、
2:17:58	非常時の対応ということで、
2:18:01	考えている。
2:18:02	ございますが、海域のそういうふうにつくってございましたけれども、
2:18:09	結果どうだったと火山灰だとか、それも同じなんですか。
2:18:16	ここも書かれてる 3 章という意味での火山灰応力生物学的場でちよつと別立て で担当課長と書いてありますけれども、対応が違いますけれども、
2:18:28	原子力規制庁ナガイです。そうするとそれぞれの活動によって体制がいくつか
2:18:38	あるということか。
2:18:41	通常時差生物学的事象といったものは通常対応でございますし、竜巻もある の当社に襲来するかどうかを監視するのは通常時の組織で監視すること自体 の切り分けでございます。
2:18:56	非常にもしか非常に至ることになれば当然の非常時に措置に係る

2:19:04	はい、原子力規制庁の永井です。そうするとそういう考え方で整理されているということが、
2:19:14	であれば、140 ページの変更認可申請書の 140 ページG値、防災本部の組織がこれを
2:19:28	それから発生時の
2:19:34	これページが、
2:19:37	添付の 2 で、
2:19:40	以前もこの単位社長のトップであるという組織はどこを見ればわかるんでしょうか。
2:21:15	GNFJ 藤巻でございます。非常時の
2:21:19	対応につきましては非常時の組織と、これは既認可で申請書には変更がないように記載ございませんけれども 83 条の第 2 項ですね、防災本部組織の本部長は社長が当たるというような明確化してございます。
2:21:36	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりましたので、ここは、
2:21:40	
2:21:43	それからでは、
2:21:48	まだ、
2:21:49	適用が
2:21:52	もう非常時に入った状態のことと通常時の備え体制が両方書いてあるのが添付 1 ということでした。
2:22:05	そんな理解の通りです。
2:22:11	そうすると、
2:22:13	ただし、
2:22:15	実施手順については、
2:22:23	竜巻とか積雪が社長になるけれども、
2:22:30	その他の事象は担当部長であるとかそういう
2:22:35	ものもありますという、そういう考え方で規定してらって理解です。
2:22:41	はい、そのとおりです。
2:22:44	事象の監視の段階からこの体制の整備イケナガの考え方として見てございますので、そこから実際にあるの大きな非常に至るもしくは非常になるような事象が起きれば、そこで
2:22:58	非常に変わるという常時の保守から非常に切り替わるあの表考え方でございます。
2:23:04	はい、原子力規制庁ナガイそれで私できているのは、

2:23:09	申請書の 127 ページのページ 3.4 から始まっているところで見えますけど、それ以外の竜巻地震もなんかをまず実施担当であったり、要員に対する教育の
2:23:27	議長とかってわかってなかったりしてるところがたくさんありますので、今日この場で全部というのは、特にベント時間が足りませんので、いずれにしても今は積雪で、
2:23:44	メールで今後の面談というね、どういう考え方で整理した上で、どの事象がグループピングした上です、何か説明していただかないと、ちょっとこの資料をたくさん作っていただく。
2:24:00	ですけれども、なかなか我々の理解もしないとか、今ではそこはちょっと確認させていただきたいと。
2:24:10	審査会合でも伝えていくことになって、
2:24:15	ちょっと有形について説明を
2:24:19	確認をしますね。
2:24:21	で実施責任者は社長ということでありましたので、
2:24:28	ですね。
2:24:31	さっき聞いたこと設計想定施設について定めた規定書は先ほど別表で、
2:24:40	それからですね申請書の
2:24:44	やっぱり申請書のほうに行きますけど。
2:24:49	127 ページで、
2:24:57	添付 1.3. 4 のグループで除雪作業の開始を、それとの判断基準というのは何かかっていう規定内決まってるんでしょうか、どのように、
2:25:12	待って。
2:25:14	こう書いてあるですかね。
2:25:19	どんな基準で決まっていられて、
2:25:24	GNF フジマキでございます。一つについて文書として湾の以上異常事象ということですが、ここにも書いてあるようなのか、実耐力というのは頑丈な建物でないもの。
2:25:39	あのですね。あとはどれぐらいのスピード積雪していくのかということをお案しての考え方でございます。
2:25:50	原子力規制庁のナガイですね今積雪の異動とかってましたけど、そういう積雪の情報っていうのは誰がどういうふうに
2:26:08	はい。
2:27:12	地元の児嶋でございます。当申請書を見ますと例示として 74 ページ、794 というものをここで記載がございまして、第 3 項ですね、

2:27:27	析出発生時において情報の把握に努めるというところで担当課長で対応するということでございます。
2:27:37	時としてもあるの現状もそういったしてございますけれども、気象庁が発表する情報にいるシリカですね、それに基づくといったものをしてございます。
2:27:50	はい、原子力規制庁ナガイではここに今、すみません、もう一度、ページ数だけちょっと聞き逃してしまいましたです 77 ます。
2:28:19	出資。
2:28:39	はい、原子力規制庁の永井です。確認できました。
2:28:43	それですよ。
2:28:47	議案もう一度ですね、ページが 100、
2:28:53	はい。
2:28:56	127 ページG戻るんですけど。
2:29:01	この適切に対する
2:29:06	防護対象なんですけど、建物の健全性その目的というのはのこのころの
2:29:13	社長は、下のやっぱり明らかに数回であるんですけど、
2:29:19	実際にこの建物っていうのは、防護対象としてないよう、
2:29:23	でしょうか。で、竜巻のところ、導体表となっていると書いてあるんですけど。
2:29:32	これは何か意図的に違いがあるんでしょうか。
2:29:36	19 時まででございます同じ参照ですので、
2:29:44	三共の温度かっこいい一体の防護対象施設にしてございますので、それと共通の考え方でございます。原子力規制庁ナガイで、そうするとここで建物の健全性っていうのはどう対処施設の平成
2:30:02	思っていることで、
2:30:04	で、そういうふうになってくると、多分こっつうのはあるんでは一緒なんだと思うんですけど、建物やねえには登れるような設定になっている。
2:30:24	一建設そのような設計になってございます。
2:30:29	これは下の安全対策が必要ですけども、
2:30:32	わかりました。
2:30:35	それからですね、これ雪特殊なものはないんすけ除雪時に使用する。
2:30:42	資機材はどっか一定してる。
2:30:50	事務初めてですけども、同じ 117 ページの参考の別に設備の管理というところで、設備とかでも制度も組織であるとか管理を行うということでございます。
2:31:03	。
2:31:07	降下火砕物も
2:31:09	ありますんで、同じ道具

2:31:11	いいですかね。
2:31:13	私がこっち行っちゃってない。
2:31:17	どんなトーク使う。
2:31:21	GNF フジサキでございますけれども
2:31:25	はい。
2:31:26	基本がまだでしょ除雪を行うので除雪を行うような要望ですね、そういったものでございます。
2:31:33	はい。
2:31:35	それからね。
2:31:40	等でこの積雪については従来から規定があったということで、今回新たに指定されたのかなと思ったんですけども、いずれにしてもこれらの事象自然事象も含めて、
2:31:58	保安規定の対応がどの程度できて、どの程度できてないのかっていうのは、引き続き管理の状況ですね、前回までの申請書等の追記といった、
2:32:13	加工事業変更許可を踏まえた本程度の変更の申請時期という
2:32:18	参考資料見てますけど、これを今必要に応じて実施するなり、来ていただいて、
2:32:27	管理していただいた状況は、今後の
2:32:33	カラーでね。
2:32:37	ことですね。
2:32:45	今、積雪についてずっと確認したんですけど、全体を通して、これ。
2:32:51	たくさん章がずれたり業務が変わったりしてるんですけど。
2:32:58	変更後の保安規定の条文のはね改正というか、条例であるとかは社内のほうできちっと見ておられるんでしょうか。
2:33:14	GNF フジサキですけども、もちろん文書審査の過程の中で状況を見て確認審査してございます。
2:33:23	はい、原子力規制庁永井です。間違いはないとは思いますが、いま一度見直しをチェックしていただければ、少なくとも我々の審査で指摘されるようなことはないように行く意見いただければと。
2:33:40	今のところ添付の説明書類のほうで若干先ほどから記載漏れがあるのは、実際に改正がされているのであればそれは、以下構わないというか適していただければいいんですけど、棚のようにですね。
2:33:57	いざ臨界管理の核的制限値を持って削除し忘れたのが追記し忘れてるようなことがあったら困りますので、きちんと反映すべきは反映してある削除すべきは削除してあげて条文の改正は、

2:34:15	いろいろな表とかですね、ルートからも反映していきますので、今回変更ないということであれば、申請をされてませんが、前条にわたって、チェックしてください。
2:34:30	これから我々も審査にこれは行きますけれども、そういう過程の中でまた確認すべきという
2:34:41	審査会合が来週ありますから、それまでにもまた新たに確認された事項はいただかないといけませんっていう
2:34:55	対応ができるように、
2:34:57	はい。
2:35:04	私のほうで準備したのは、
2:35:14	承知いたしました。
2:35:18	はい規制庁タナベにございます。ほか規制庁側から資料 2-1-2253 に対してコメント等ございませんでしょうか。
2:35:32	オザワさん特にコメントございません。
2:35:35	これほどですけど、そうしましたら規制庁からですね準備したコメントについては事実確認については以上となりますので、本日の確認
2:35:52	審査会合に受けた随時確認については以上で終了させていただきたいと思えます。
2:35:58	グローバルニューフュエルジャパンのほうはこれで終了としてもよろしいでしょうか。
2:36:06	以前から特に何もございません。ありがとうございました。はいありがとうございますそうしましたら本日はこれをもって面談を終了させていただきますと訴えたままでした。